

# 愛媛県木造住宅耐震シェルター設置事業者登録制度要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、県民が安心して耐震シェルターを設置できるようにするため、耐震シェルターの設置を行う事業者の登録について必要な事項を定める。

## (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 事業者とは、耐震シェルターの設置を行う事業者をいい、当該事業者の代理で耐震シェルターの設置工事を行う県内の建設事業者（以下、「代理店」という。）を含む。
- (2) 耐震シェルター登録事業者とは、本要綱に基づき愛媛県の登録を受けた事業者をいう。

## (登録要件)

第3条 本要綱に基づき登録を行うことができる事業者は、次の各号のいずれかに該当する耐震シェルターを設置することができる事業者とする。ただし、代理店を除く。

- (1) 公的機関等により安全性等の評価、選定を受けたもの
- (2) 上部構造について構造計算により安全性を確かめることができるもの

## (登録の申請)

第4条 本要綱に基づく登録を受けようとする事業者は、次の各号の書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 愛媛県木造住宅耐震シェルター設置事業者登録申請書（様式第1号）
- (2) 宣誓書（様式第2号）

## (登録決定)

第5条 知事は、前条の登録申請書の審査の結果、相当と認められる場合は、愛媛県木造住宅耐震シェルター設置事業者登録決定通知書（様式第3号、以下「登録決定通知書」という。）により、当該事業者に通知するものとする。

- 2 前項に規定する登録の有効期間は、登録の日から5年を経過した日の属する年度の3月31日までとする。ただし、登録の更新を行うことができるものとする。

(変更等の届出)

第6条 耐震シェルター登録事業者は、第4条の規定により申請した事項に変更が生じた場合は、速やかに愛媛県木造住宅耐震シェルター設置事業者登録事項変更届(様式第4号)により知事に届け出なければならない。ただし、耐震シェルター設置工事の実績の変更を除く。

- 2 有効期間の満了前に、第3条の要件を満たさなくなったとき又は、第5条第1項の規定による登録を辞退するときは、愛媛県木造住宅耐震シェルター設置事業者登録廃止届(様式第5号)に登録決定通知書を添えて知事に届け出なければならない。

(実績報告)

第7条 耐震シェルター登録事業者は、愛媛県内で耐震シェルター設置工事を行った場合、当該工事を行った翌年度の6月末までに耐震シェルター登録事業者実績報告書(様式第6号)を知事に提出するものとする。

(耐震シェルター登録事業者名簿)

第8条 知事は、愛媛県木造住宅耐震シェルター設置事業者登録名簿(様式第7号)を作成し、県のホームページ等により公表するものとする。

(登録の更新等)

第9条 第5条第2項の有効期間を更新しようとする者は、登録の有効期間満了の日の30日前までに、登録の更新を申請しなければならない。

- 2 登録の更新の手続きは、第4条及び第5条の規定を準用する。
- 3 前項による登録の更新を行った場合においては、第5条第2項に規定する登録の有効期間の起算日は、従前の有効期間の満了の日の翌日とする。

(耐震シェルター登録事業者の責務)

第10条 耐震シェルター登録事業者は、その立場を自覚し、県民が安心して耐震シェルター設置工事を依頼できるよう誠意を持って良心的に業務を履行しなければならない。

- 2 耐震シェルター登録事業者は、耐震シェルター設置工事の際に知り得た家屋の情報や調査した資料等を、他に漏らしてはならない。

(登録の取消し等)

第11条 知事は、耐震シェルター登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条の条件を満たさなくなったとき
- (2) 第6条第2項の届出があったとき
- (3) 前条に規定する事項に反するなど、知事が不相当と認めたとき

- 2 耐震シェルター登録事業者は、前項の規定に基づき登録が取り消されたとき、又

は登録の有効期間が満了したときは、速やかに登録決定通知書を知事に返納しなければならない。

- 3 第1項第3号の規定に基づき登録が取り消された事業者は、登録の取消しの日から1年間は、再登録を申請することができない。ただし、知事が特に必要と認めた場合には、この限りではない。
- 4 知事は、登録を取り消された理由に応じ、再度同様の状況が生じるおそれがあると考えられる場合は、再登録を認めないことができる。

(報告等)

第12条 知事は、耐震シェルター登録事業者に対して、木造住宅耐震化促進事業の適正な執行を図るため、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要に応じて勧告、助言をすることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 愛媛県木造住宅耐震シェルター設置事業者(新規・更新)登録申請書

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

申 請 者

フリガナ

事 業 者 名

フリガナ

代 表 者 名

印

愛媛県木造住宅耐震シェルター設置事業者登録制度要綱第 4 条の規定に基づき申請します。  
 この申請書及び添付書類等の記載事項は、事実と相違ありません。  
 また、記載事項を一般に公開することについて、同意します。

登録事業者	名 称			
	所 在 地	〒 -		
	電話・FAX 番号	TEL ( ) -	FAX ( ) -	
耐震シェルター	製品名	工事費用(参考価格:税込)	左記費用の条件等	
		万円～	・ ・	
		設置期間 (着工～完成まで)	大きさ・重量 ( (外寸) mm・kg)	
	約 日	(間口×奥行×高さ) (mm) ・ (重量) (kg) ・		
工 事 施 工 体 制	<input type="checkbox"/> 自社施工(※) <input type="checkbox"/> 施主選定建設事業者 <input type="checkbox"/> 県内代理店(名称下記)			
	県内代理店名 (建設事業者名)			
	シェルター設置工事 愛媛県内 実績 (補助金利用有無は不問)	件	(県内実績内訳)	
			住 宅	件
			その他	件
	備 考			

(注意) 1. 添付書類等

- 1) 製品写真又は製品イメージ(※名簿登載用)
- 2) 耐震シェルターに係る次のいずれかの書類
  - ・ 公的機関等により安全性の評価、選定を受けた装置であることがわかるもの
  - ・ 上記製品等の安全性を確かめることができる構造計算書(※一事例で可)
- 3) 製品の施工についての条件等に関する資料

(※) 自社施工: 床補強等工事も含め自社施工が可能な場合に限りチェックする。

2. 申請者の押印を省略する場合は以下を記入すること。

本件責任者(職氏名・連絡先)	
担当者(職氏名・連絡先)	

# 宣 誓 書

私（代理店を含む）は、耐震シェルター設置工事の施工を行う事業者として、耐震シェルター設置工事を良心的かつ誠実に施工することを誓います。

また、宣誓内容に反する行為を行った場合には、登録の取り消しが行われても、異議を唱えません。

令和 年 月 日

署 名 事業者名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

押印を省略する場合は以下を記入すること。

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

令和 年 月 日

様

愛媛県知事 印

愛媛県木造住宅耐震シェルター設置事業者登録決定通知書

下記のとおり、愛媛県木造住宅耐震シェルター設置事業者の登録を決定しましたので、通知します。

記

登録番号	R	—			
登録日	令和	年	月	日	
有効期間	令和	年	月	日	まで

## 愛媛県木造住宅耐震シェルター設置事業者登録事項変更届

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

申請者  
フリガナ  
登録事業者名  
フリガナ  
代表者名  
(登録番号 R - )

次のとおり、登録事項に変更がありましたので愛媛県木造住宅耐震シェルター設置事業者登録制度要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき届け出ます。

この変更届の記載事項は、事実と相違ありません。

### 耐震シェルター登録事業者に関する事項

変更内容	変更前	変更後

### その他の変更事項

変更内容	変更前	変更後

(注意) 1. 添付書類等：変更に係る内容が確認できるもの

## 愛媛県木造住宅耐震シェルター設置事業者登録廃止届

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

申請者  
フリガナ  
登録事業者名  
フリガナ  
代表者名

(登録番号 R - )

次のとおり、事業者登録を廃止したいので、愛媛県木造住宅耐震シェルター設置事業者登録制度要綱第6条第2項の規定に基づき届け出ます。  
この廃止届の記載事項は、事実と相違ありません。

廃止の理由	理由          
-------	--

(注意)

1. 添付書類等
  - ・ 愛媛県木造住宅耐震シェルター設置事業者登録決定通知書 (原本)

## 愛媛県木造住宅耐震シェルター設置事業者 実績報告書

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

申 請 者  
フリガナ  
登録事業者名  
フリガナ  
代 表 者 名  
( 登 録 番 号    R    -                    )

次のとおり、耐震シェルター設置工事を実施しましたので、愛媛県木造住宅耐震シェルター設置事業者登録制度要綱第 7 条の規定に基づき、前年度の愛媛県内での実績を報告します。

	市町名	設置製品名	設置期間 (日)	サイズ (外寸等)	工事費(税込) (円)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

(注意) 毎年度 6 月末までに前年度の耐震化促進事業の愛媛県内での実績を 1 件毎に  
全て記入してください。

(用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。)